

沖縄県個人情報保護審査会答申第 123 号 概要

①件 名	特定事業者の「障害福祉サービス事業者の指定申請書類」一式に係る保有個人情報不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 7 年 5 月 23 日（受理：令和 7 年 5 月 23 日）
③実 施 機 関	沖縄県知事（生活福祉部障害福祉課）
④決 定 年 月 日	令和 7 年 7 月 4 日（生障第 527 号）
⑤決 定 内 容	保有個人情報不開示決定
⑥決 定 理 由	開示請求のあった保有個人情報（以下「本件書類」という。）については、本件指定申請において審査請求人が配置予定の職員とはなっていないため保有していない。
⑦審査請求年月日	令和 7 年 8 月 29 日（受理：令和 7 年 9 月 1 日）
⑧審査請求の趣旨	実施機関へ提出された本件書類の一部を特定事業者が勝手に作成し、審査請求人の署名と印鑑まで押印して行使していた件について、弁護士をつけて告訴も進めていることを伝え、証拠となる書類は手放さないようにと実施機関に前もって伝えていたにもかかわらず、本件書類を取り下げに来所した特定事業者へ実施機関が返却した結果、審査請求人の意向を無視行使した「証拠品」の開示ができなくなったことの不服申立を行う。
⑨諮 問 年 月 日	令和 7 年 12 月 3 日（沖縄県諮問生第 7 号）
⑩答 申 年 月 日	令和 8 年 9 月 17 日
⑪答 申 内 容	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の不存在を理由として行った令和 7 年 7 月 4 日付け生障第 527 号による保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は適切ではなかった。 ○審査会の判断理由（概要） 1 本件処分に至る経緯 実施機関は本件指定申請のために特定事業者から提出された本件書類を受け取ったが、開示請求を受けて本件書類を対象文書と特定し、開示可能部分の精査のために開示決定期限を延長しながらも、特定事業者へ本件書類の返却を行った後、本件処分を行っている。 返却した理由について、実施機関は「一般に、事業者から提出された申請書類について、行政庁が諾否の応答を行う前に、当該事業者から取下げ、または差し替え依頼があれば、実務上はこれに応じているところ、今回の対応はこれに沿ったものであり、本件の特定事業者のみ特別に応じたものでは

ない。」と説明し、出席を求めた審査会での口頭説明では「審査請求人から開示請求の事実を伏せるようにいわれていた事情があり、特定事業者側に対抗できる返却しない理由や根拠を説明できないことから、本件書類を返却した。」と述べている。

2 雇用契約書兼労働条件通知書及び本件書類の保有個人情報該当性について

特定事業者と審査請求人間の雇用契約書兼労働条件通知書について、審査請求人の雇用契約等に係るものであることから、法第 60 条第 1 項で定める保有個人情報に該当することは明らかであり、当該通知書に係る保有個人情報該当性について審査請求人と実施機関において争いはない。

法第 60 条第 1 項において、「保有個人情報」とは、「行政機関等の職員・・・が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。」と規定されている。

また、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）によれば、「行政機関等が保有している」とは、「・・・職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。」とされている。

本件書類について、実施機関は「事業者指定に係る起案を行う前であり、担当者による審査段階、特定事業者との調整中のものであることから、返却時点では行政機関が組織的に用いる「公文書」として文書管理規程等による保存が必要なものとはなっておらず、本件書類の取扱いに係る権限は特定事業者にある。」と説明し、かつ正式に受け取った文書ではないと主張する。

しかしながら、行政法上の考え方は、文書が行政機関に到達した時点で法律上の効果が発生する到達主義であることを踏まえれば、本件書類は正式に受け取った文書ではないとする実施機関の主張は成り立たない。

また、本件は保有個人情報開示請求と障害福祉サービス事業者の指定申請という 2 つの異なる手続が同一の担当者において同時に進行していることから、実施機関が一方の手続の立場のみから本件書類は公文書ではないとする主張も失当である。

さらに、本件処分に先行して本件書類の一部である雇用契約書兼労働条件通知書を保有個人情報として特定し、審査請求人へ開示していることから、実施機関は本件書類を事実上支配している状態と判断できるため、本件書類は実施機関が職務上取得し、組織的に利用する保有個人情報に該当する。

3 本件処分の妥当性について

本件書類は開示請求の後に返却されており、現存しない以上は不存在といわざるをえない。

しかしながら、本件書類は保有個人情報であるため、個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準（令和6年12月16日制定）第1-2-(3)なお書きの「開示請求に係る保有個人情報を知事において保有しているか否かについては、開示請求が行われた時点を基準に判断する。」という規定にも照らせば、開示請求が行われた時点では実施機関が保有していたものと認められることから、本件処分は適切ではなかった。